2025年　1月

茨 城 労 働 局 長 登 録 教 習 機 関

登録番号　５６－２
登録の有効期間満了日　令和８年４月26日

（株）安全衛生推進会茨城教育センター
〒310-0846　茨城県水戸市東野町 291-19
TEL 029-291-6221　FAX 029-353-7915

「足場の組立て等作業主任者技能講習」開催のご案内

労働安全衛生法の規定に基づいて、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、登録教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者として選任することが義務づけられています。

つきましては、当教育センターは茨城労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

記

１．受講資格（満１８歳以上からの経験）

①足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に満18歳から３年以上従事した経験を有する者。
②学校教育法による大学、高等専門学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上足場の組立て・解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。

２．講習日時及び会場・定員

①日時　令和７年６月１２日（木）～１３日（金）　（次回の日程はホームページの予定表でご確認ください）
　１日目（学科）８：３０～１７：００　　定員50名（定員になり次第締切ります）
　２日目（学科）８：３０～１５：４０　　（２日間：学科13時間・修了試験１時間）
②会場　ひたちなか商工会議所（茨城県ひたちなか市勝田中央14番８号）

３．受講料及びテキスト代

●全科目　10,145円（受講料：8, 000円　テキスト代：2,145円）

４．受講申込み方法

・受講料
・受講申込書
・証明写真計２枚（うちは１枚申込書に貼付）
　〔証明写真〕サイズ　縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの
＜講習会当日、会場へ持参するもの＞
　・受講票
　・本人確認書類の写し
　　・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート
　　※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

５．注意事項

・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

６．修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

７．携行品

・受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食、テキスト（初日に配布）
・㈱安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。１枚にまとめます。

８．人材開発支援助成金

講習終了後２ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局助成金事務センター」（０２９－２９７－７２３５）まで行って下さい。

９．申込み受付先

ひたちなか商工会議所（茨城県ひたちなか市勝田中央14番８号）　　電話 029－273－1371

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。
整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

10．講習時間及び講習科目

	時　　間	講習時間	昼休み・休憩	科　　目
第１日目	8:30～ 8:40 8:40～11:50 12:40～17:00	10分 ３時間 ４時間	 休憩10分含 昼休み50分 休憩１０分含	オリエンテーション 作業の方法に関する知識 作業の方法に関する知識
第２日目	8:30～11:40 12:30～14:00 14:10～15:40 15:50～16:50	３時間 1.5時間 1.5時間 １時間	休憩10分含 昼休み50分	工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識 関係法令 修了試験